

平成28年度  
事業計画書



社会福祉法人香取市社会福祉協議会

## I 事業方針

少子高齢化や核家族化の急速な進行により地域・家族のつながりの希薄化が進み、生活困窮や社会的孤立、虐待など複雑多様化した生活課題が溢れている中で、昨年「生活困窮者自立支援制度」の施行や「介護保険制度」の改正、更に「子ども・子育て支援制度」の施行など、その対象が全世代へと拡大したことにより、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化したところでもあります。

特に国では、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と地域支援事業の見直しを推進していることから、社会福祉協議会の役割と期待は今まで以上に大きく、またそれらに応えることができなければ淘汰されかねない厳しいものになってくると思われまます。

このような中、香取市社会福祉協議会では、ガバナンス強化と透明性を確保しつつ、本会経営の安定化と事業の充実、そして民生委員児童委員協議会連合会・自治会連合会・社会福祉施設・ボランティア連絡協議会をはじめとする関係団体、また今年度は福祉関係以外の団体とも連携し、平時の見守りから大規模災害への対応力も蓄えてまいりたいと思います。

また、定員管理計画により減少していく職員で維持している4事務所体制についても、住民の心と財政面とのバランスも考慮しながら、効果的な運営方法を昨年に引き続いて検討するものであります。

一方、各地域においては、地区社会福祉協議会を中心とした住民参加による地域での支えあい活動など地域による福祉力の活性化の支援に努めてまいります。

そして、日々変化していく環境と住民のニーズに柔軟に対応するため、より一層の地域福祉向上を推進していくものであります。

## II 重点事項

### 1. 香取市地域福祉活動計画の実施

本計画は平成25年度から平成30年度までの計画期間で、本年度はそのちょうど中間の年であることから、過去2年間の進捗状況の確認を行い、評価・整理をしてまいります。

また、香取市地域福祉計画との整合を図りながら、「支えあい安心して暮らせるまち香取市」をモットーに、①支えあいのまちづくり、②安全に暮らせるまちづくり、③地域を担う人材の育成、④市民に顔が見える取り組みを推進いたします。

### 2. 香取市社会福祉協議会基盤強化計画の実施

地域福祉活動計画を成果あるものにするため、それに連動する本計画は本会組織の充実に的を絞った計画で、計画期間は地域福祉活動計画と同じく平成30年までとなっています。

過去の評価と社会情勢の変化に合わせながら、①組織基盤の強化、②事務事業執行体制の強化、③財政基盤の確立、④役職員の資質の向上を目指します。

### 3. 日常生活自立支援事業の推進

本事業は、判断能力が十分でない高齢者等が地域で安心して暮らせるよう必要な福祉サービスの利用援助と金銭管理を本人との契約に基づき提供するサービスであります。本市においても進行する高齢化や核家族化による需要の増加によって、平成27年度より本会における相談・契約数が激増し、現在も留まるところを知らない状況であります。

本年度より、利用者のデータ等をコンピュータ化し、デリケートな情報を適正に管理いたします。また不足している生活支援員の確保に努めます。

また、本事業だけでは対処できない利用者の要望については、ボランティア連絡協議会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携により、地域でその対象者を支える仕組みの構築を進めてまいります。

そして、今後その必要性の増大が見込まれ、本事業からの移行が避けては通れない成年後見制度についても、本会における法人後見事業の検討をしてまいります。

### 4. 介護保険事業の充実

国が地域包括ケアシステムの構築を推進していることから、本会が実施する介護保険事業においても従来のサービスのほか、日常生活支援総合事業における生活支援サービスの充実を図ります。

事業別では、安定している本会最大の事業収入を得る紙オムツ給付事業と事業所統合による特定事業所加算の報酬増加に成功した居宅介護支援事業については、両事業ともに介護保険事業の中心事業であることから、引き続き計画的かつ適正に事業を展開してまいります。

また、このところ収益の下落傾向にあった訪問介護及び訪問入浴事業について、まず訪問入浴事業の平成27年度決算見通しにおける事業活動による収支レベルでは支出が収入を上回っているものの、前年度との比較ではそのマイナス幅が縮小し、報酬に至っては10%以上の増加となる見込みで、このまま更に改善を目指します。そして訪問介護事業については、復調の兆しが見えず今もなお低迷しているところではありますが、浮揚策として本事業所に限らず慢性的に不足している従事者の確保、営業日及びサービス提供時間の見直し及び管理体制の強化を図りながらサービス内容の向上に努めます。

### Ⅲ 実施事項

#### 1. 社会福祉事業区分

| 事業名          | 目的・概要   | 主な実施事項  |
|--------------|---|---|
| (1)会の運営      | 円滑・適正な運営のための計画立案及びその進捗状況の管理を行う。また組織・事業・経営を評価しながら効率的かつ効果的な運営を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事会の開催</li> <li>② 評議員会の開催</li> <li>③ 正副会長会議の開催</li> <li>《新》④ 役員懇談会の開催</li> <li>⑤ 役員・評議員等先進地視察研修会の実施(9月)</li> <li>⑥ 監事監査の実施(5, 11月)</li> <li>⑦ 内部監査の実施(年4回)</li> <li>⑧ 班長級や各事業責任者の職員による会議の開催</li> <li>⑨ 事務事業担当者会議の開催</li> <li>⑩ 市や民生委員児童委員協議会連合会、自治会連合会等の関係団体及び関係機関・施設との密接な連携</li> </ul>  |
| (2)組織体制基盤の強化 | 平成25年度策定の「基盤強化計画」に基づく、組織の更なる充実・強化に努める。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基盤強化計画の推進</li> <li>② 会員の増強 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会費 1世帯800円<br/>(自治会への説明会の実施)</li> <li>・賛助会費 1口1,000円</li> <li>・法人会費 1口2,000円</li> </ul> </li> <li>《新》(福祉分野以外の団体との連携・協力〈商工会議所, 商工会, 青年会議所, 消防団等〉)</li> <li>③ 住民自治協議会との連携</li> <li>④ 自主財源の確保のための新規事業と資産運用の研究</li> <li>⑤ 支所の運営方法の検討</li> <li>⑥ 地域福祉事業協力店及び協力企業の募集</li> <li>⑦ 職員の資質向上のためのコミュニティ・ソーシャルワーカー研修等(外部・内部)への積極的な参加</li> <li>《新》⑧ 独自の職員給与規程制定のための研究(市法人監査指摘事項)</li> </ul> |

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| <p>(3) 広報啓発活動</p>     | <p>住民に役立つ社会福祉関係情報の提供と本会に対する理解と協力を得るための活動を展開する。</p>   | <p>① 広報紙「ふれあい」の発行(年4回)<br/> ② 広報委員会の開催(年4回)<br/> ③ ホームページの管理運営<br/> <a href="http://www.katorishakyo.jp/">http://www.katorishakyo.jp/</a><br/> ④ マスコットキャラクター「あや香ちゃん」の有効活用<br/> ⑤ パンフレットの配布<br/> ⑥ 市、県社協、県共募広報誌の活用<br/> ⑦ 千葉日報、千葉テレビ等マスコミの活用</p>   |
| <p>(4) 地域福祉活動推進事業</p> | <p>地域福祉活動計画に基づき、地区社会福祉協議会(地区社協)を核とした地域活動の活性化と住民参加と協働によるコミュニティ活動の推進を図る。</p> <p>ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図る。</p> | <p>① 地域福祉活動計画の推進<br/> ② 市との密接な連携(市地域福祉計画との連動)<br/> ③ 支えあいのまちづくり、安全に暮らせるまちづくり、地域を担う人材の育成、市民に顔が見える取り組みの推進<br/> ④ 地区社協活動推進連絡会の開催<br/> ⑤ 地区社協活動への情報提供と相談助言等の支援<br/> ⑥ 地区社協への助成<br/> ⑦ サロン活動・見守り活動等の実施に向けた協議<br/> ⑧ 自治会、住民自治協議会との連携<br/> ⑨ コミュニティ・ソーシャルワーカー研修への参加</p> <p>◎ボランティアセンターの運営<br/> ⑩ ボランティア養成講座の開催<br/> ⑪ ボランティアコーディネイトとニーズとのマッチング(随時)<br/> ⑫ ボランティア保険加入の受付(随時)<br/> ⑬ ボランティアに関する相談(随時)<br/> 《新》 ⑭ ホームページによるボランティア情報の提供<br/> 《新》 ⑮ 災害ボランティアセンター立上げの訓練と災害ボランティアの確保(消防団等との連携)<br/> ◎ボランティア連絡協議会の運営</p> |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ ボランティアの発掘とニーズの研究</li> <li>⑪ ボランティア活動への助成</li> <li>⑫ 制度の谷間を埋めるボランティアの発掘と育成</li> <li>《新》 ⑬ 各ボランティアグループの横の繋がり<br/>の構築</li> </ul>   |
|              | 福祉教育活動の推進を図る。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 福祉教育実践校への助成</li> <li>⑮ 福祉教育学習への支援(講師の派遣・紹介、体験セット等の貸出)</li> <li>⑯ 福祉教育に関する情報提供</li> <li>⑰ 福祉体験講座の開催</li> <li>⑱ 「社協バス」の有効活用</li> </ul>  |
|              | 災害発生に備えた体制整備の強化を図る。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 「災害時職員初動対応マニュアル・災害ボランティアセンター運営マニュアル」の運用及び見直し</li> <li>⑳ 災害対応準備品の整備</li> <li>《新》 ㉑ 他市町村との連携の研究調査</li> </ul>  |
|              | その他の地域福祉事業の実施                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>㉒ 日常生活用具の貸出し</li> <li>㉓ 法外援護の実施</li> </ul>  |
| (5) 共同募金配分事業 | 共同募金配分を活用して高齢者、障害者(児)、児童・青少年の支援を行い、地域福祉の増進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>㉔ 一般配分事業の実施</li> <li>① 高齢者福祉活動</li> <li>② 障害者(児)福祉活動</li> <li>③ 児童・青少年福祉活動</li> <li>④ その他の福祉活動</li> <li>⑤ 自治会連合会との連携</li> <li>⑥ 赤い羽根共同募金への協力</li> <li>㉕ 歳末配分事業の実施</li> <li>⑦ 歳末たすけあい募金配分委員会(年3回)の開催</li> <li>⑧ 配分事業及び配分方法の見直しと検討</li> <li>⑨ 民生委員児童委員協議会連合会・母子福祉協力員協議会との連携</li> <li>⑩ 歳末たすけあい募金への協力</li> </ul> |
| (6) 居宅生活支援事業 | 障害者総合支援法に基づき、身体・知的・精神障害者(児)にホームヘルパーを           | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者(児)へのホームヘルプサービスの提供</li> <li>② 障害者(児)または家族の相談助言等の支援</li> </ul>  |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
|                    | 派遣することにより障害者の日常生活および社会生活を支援する。                      | ③ 非常勤ホームヘルパーの人材育成・研修・健康管理・感染症対策等<br>《新》 ④ 相談支援事業所の開設に向けた検討・研究<br>⑤ 適正なサービスの提供と利用者の拡大<br>⑥ 苦情解決処理体制の確立<br>⑦ 利用料金の口座振替への移行の推進  |
| (7)相談事業            | 住民が抱える悩み事に対し、福祉に関する情報の提供や支援、関係機関との連携・協力により福祉の増進を図る。 | ① 心配ごと相談所の運営(毎月第1木曜日)<br>② 介護に関する相談(随時)<br>③ ボランティアに関する相談(随時)<br>④ 生活困窮に関する相談(随時)<br>⑤ 貸付金に関する相談(随時)<br>⑥ その他の福祉全般に係る相談(随時)  |
| (8)貸付事業            | 一時的な生活困窮世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図る。                     | ① 小口資金貸付事業の実施(本会独自の貸付制度)<br>② 生活福祉資金の実施(県社協委託)<br>③ 臨時特例つなぎ資金の実施(県社協委託)<br>④ 民生委員児童委員と香取自立支援相談センター(かとりサポートセンター)との連携<br>⑤ 償還指導と滞納世帯への対応<br>⑥ 債権の適正な管理と不良債権の適正な整理(市法人監査指摘事項)<br>《新》 ⑦ 善意の寄付物品の生活困窮世帯への提供 |
| (9)地域ぐるみ福祉振興基金運営事業 | 基金の有効的な運用により得た果実を自主財源及び地区社協やボランティア活動費の一部として活用する。    | ① 安全かつ有利な運用の研究<br>② 果実の社会福祉事業への配分  |

|                  |                                   |  |
|------------------|-----------------------------------|--|
| <p>(10) 補助事業</p> | <p>香取市からの補助事業を円滑に実施する。</p>        | <p>◎市高齢者クラブ連合会事務局の運営</p> <p>① 各種事業の企画立案・実施</p> <p>② 役員会・各専門部会会議の開催</p> <p>③ 市担当課や各支部との連絡調整</p> <p>④ 県老連, 地区老連との連携</p> <p>⑤ 支部担当者の指導</p> <p>◎市高齢者クラブ連合会各支部事務局の運営</p> <p>⑥ 各種事業の企画立案・実施</p> <p>⑦ 役員会・各専門部会会議の開催</p> <p>⑧ 市高連や単位クラブとの連絡調整</p> <p>⑨ 市高連事業への参加協力</p>  |
| <p>(11) 受託事業</p> | <p>香取市からの委託事業を円滑に実施する。</p>        | <p>① ホームヘルプサービス事業の実施</p> <p>② 移送サービス事業の実施</p> <p>③ ミニデイサービス事業の実施</p> <p>④ 給食サービス事業の実施</p> <p>⑤ 障害者紙オムツ給付事業の実施</p> <p>⑥ 小見川社会福祉センターの運営管理<br/>〔指定管理：25年度～29年度〕</p> <p>⑦ シニア健康プラザの管理</p> <p>⑧ 地域活動支援センター あけぼの園・第2 あけぼの園の管理運営<br/>〔指定管理：27年度～31年度〕</p> <p>⑨ その他の受託事業の実施</p>  |
|                  | <p>千葉県社会福祉協議会からの委託事業を円滑に実施する。</p> | <p>⑩ 日常生活自立支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の拡大(ケアマネージャー・地域包括支援センター等との連携、広報の活用)</li> </ul> <p>《新》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への適切な支援と生活支援員の確保</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県後見支援センターとの連携</li> </ul> <p>《新》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者データ(管理・記録・請求等)のコンピュータ導入</li> </ul> <p>《新》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見事業の検討</li> </ul> <p>⑪ 生活福祉資金貸付及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込者の相談と連帯保証人等との面接・調査</li> </ul> |

|  |                        |   |
|--|------------------------|---|
|  |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市福祉事務所・民生委員児童委員・香取自立支援相談センター(かとりサポートセンター)との連携</li> <li>・償還指導と滞納世帯への対応</li> </ul>                              |
|  | その他の団体からの委託事業を円滑に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎香取地区老人クラブ連合会事務局の運営</li> <li>① 各種事業の企画立案・実施</li> <li>② 役員会・各専門部会会議の開催</li> <li>③ 各市町高(老)連や県老連との連絡調整</li> </ul> |

## 2. 公益事業区分

| 事業名       | 目的・概要  | 主な実施事項  |
|-----------|--|---|
| (1)介護保険事業 | 介護保険制度に基づく訪問介護事業・介護予防訪問介護事業を適正に実施するとともに、質の高いサービスを提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定訪問介護事業所の運営</li> <li>② 利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と自力では困難な日常行為の援助</li> <li>③ 非常勤ホームヘルパーの人材育成・研修・健康管理・感染症対策等</li> <li>④ 利用者または家族等の相談援助業務</li> <li>⑤ 利用者の拡大のためのPR活動</li> <li>⑥ 苦情解決処理体制の確立</li> <li>⑦ 利用料金の口座振替への移行の推進</li> </ul> |
|           | 介護保険制度における居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 指定居宅介護支援事業所の運営</li> <li>⑨ ケアマネージャーによる居宅サービス計画・介護予防居宅サービス計画の作成</li> <li>⑩ サービス事業者等関係機関との連絡調整</li> <li>⑪ 利用者または家族等の相談援助業務</li> <li>⑫ 要介護・要支援認定調査業務</li> <li>⑬ 苦情解決処理体制の確立</li> <li>⑭ 効率的な運営による特定事業所加算の増加を図る</li> </ul>         |
|           | 介護保険制度に基づく訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業を適正に実施する                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮ 指定訪問入浴介護事業所の運営</li> <li>⑯ 利用者宅による入浴の援助</li> <li>⑰ 非常勤ホームヘルパー, オペレーター等の人材育成・研修・健康管理・感</li> </ul>  |

|  |                                  |   |
|--|----------------------------------|---|
|  | とともに、質の高いサービスを提供する。              | 感染症対策等<br>⑱ 利用者または家族等の相談援助業務<br>⑲ 利用者の拡大のための PR 活動<br>⑳ 苦情解決処理体制の確立<br>㉑ 利用料金の口座振替への移行の推進         |
|  | 香取市介護保険特別給付に基づく紙オムツ給付事業を円滑に実施する。 | ㉒ 紙オムツ給付事業の実施<br>㉓ 計画的な配付の実施<br>㉔ 配付員の確保<br>㉕ ケアマネージャーとの連携<br>㉖ 苦情解決処理体制の確立<br>㉗ 利用料金の口座振替への移行の推進 |

### 3. その他の事業

| 事業名                  | 目的・概要                                      | 主な実施事項   |
|----------------------|--|--|
| (1) 千葉県共同募金会香取市支会の運営 | 社会福祉法人千葉県共同募金会の香取市地区を担当する支会として共同募金運動を推進する。 | ① 一般募金(赤い羽根共同募金)運動の実施<br>② 歳末募金(歳末たすけあい募金)運動の実施<br>③ 自治会連合会との連携<br>④ 地区ごとの募金方法の違いからくる格差是正のための研究調査<br>⑤ 各イベント会場等における街頭募金活動の実施 |
| (2) 社協バス運行事業         | 高齢者クラブ連合会より寄贈された小型バスの安全な運行と有効な活用を推進する。     | ① 社協バスの円滑・安全な運行のための委託業者との連携強化<br>② 事業の周知(学校・自治会等)<br>③ 利用者増加に伴う委託契約の見直し  |